



News Letter

平成30年7月20日
発行
第64号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)
高橋 勉

年次有給休暇(有休)の付与の義務化

先月29日に成立した「働き方改革法案」ですが、実務に影響する内容は多くあります。

その中でも、来年(2019年)4月から施行される「年次有給休暇(有休)の付与の義務化」については早めの準備が必要になる項目かと思われます。

医療機関の中では、「有休取得率100%」を実現させ、職員不足を解消している事業所がある一方、人手不足だからしょうがない、有資格者の代替要員がない、パートさんだから有休は…。等々、有休の付与に困っている事業所もかなりあると思われます。

「使用者は、10日以上(10日)の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。」これが改正内容ですが、「10日以上」の対象者には週の所定労働日数が3日以上のパートさんであれば勤続年数によって対象となりえます。ですから「誰だれの基準日は何年何日で、前年からの繰り越し日数は何日、そして今年は何日有休が取れる。」と把握しておく必要があります。なぜなら、あっという間に1年が経過し、多忙で人手のない時期に、5日付与しなければならなくなるという困った事態になりかねないからです。

ただし、計画的付与で5日以上すでに指定している場合や、職員がすでに数日取得して計画的付与日と合わせて取得した日数が5日以上である場合は、この義務から解放されます。

医療サービスに準備不足は禁物です。事業所におかれましては、計画的付与の推進や早めの有休行使日の予定を立てるようにご準備してください。

いつかはお役に立ちます

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)
川田 志津子

私傷病休職後の年次有給休暇

Q. 当病院の職員Mは私傷病のため3か月間休職し、2月に復職しました。Mは休職前に、有給休暇は繰越分も含め使い切ってしまった。当病院では前年度の出勤率が8割以上の職員に対し、4月1日に有給休暇を一斉付与することが就業規則で定められています。Mは本来なら4月に14日を付与するところですが、前年度の出勤率が8割未満のため、今年度の有給休暇は「0」としました。Mは有給休暇がないと困ると言ってきましたが、付与しなければならないのでしょうか。また、来年度には何日付与したらよいのでしょうか。

A. 年次有給休暇に関しては、先月号のQ&Aにもありましたように、労働基準法では、「雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対し、継続し又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。」とし、以後は継続勤務年数1年ごとに法定日数の有給休暇を付与すること、ただし、「各期間における出勤日数が全労働日の8割未満である者に対しては、その後1年間是有給休暇を与えることを要しない。」と定めています。したがって、就業規則の定めどおり、Mさんには今年度は有給休暇を付与しなくても構いません。なお、「継続勤務」という文言は、出勤を意味するのではなく、労働契約の存続期間すなわち事業場における在籍期間を意味するものと解されるので来年度は休職していた期間も含めて勤続年数を計算することになり、付与日数は16日となります。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

「時間外労働等改善助成金」 (職場意識改善コース) のご案内

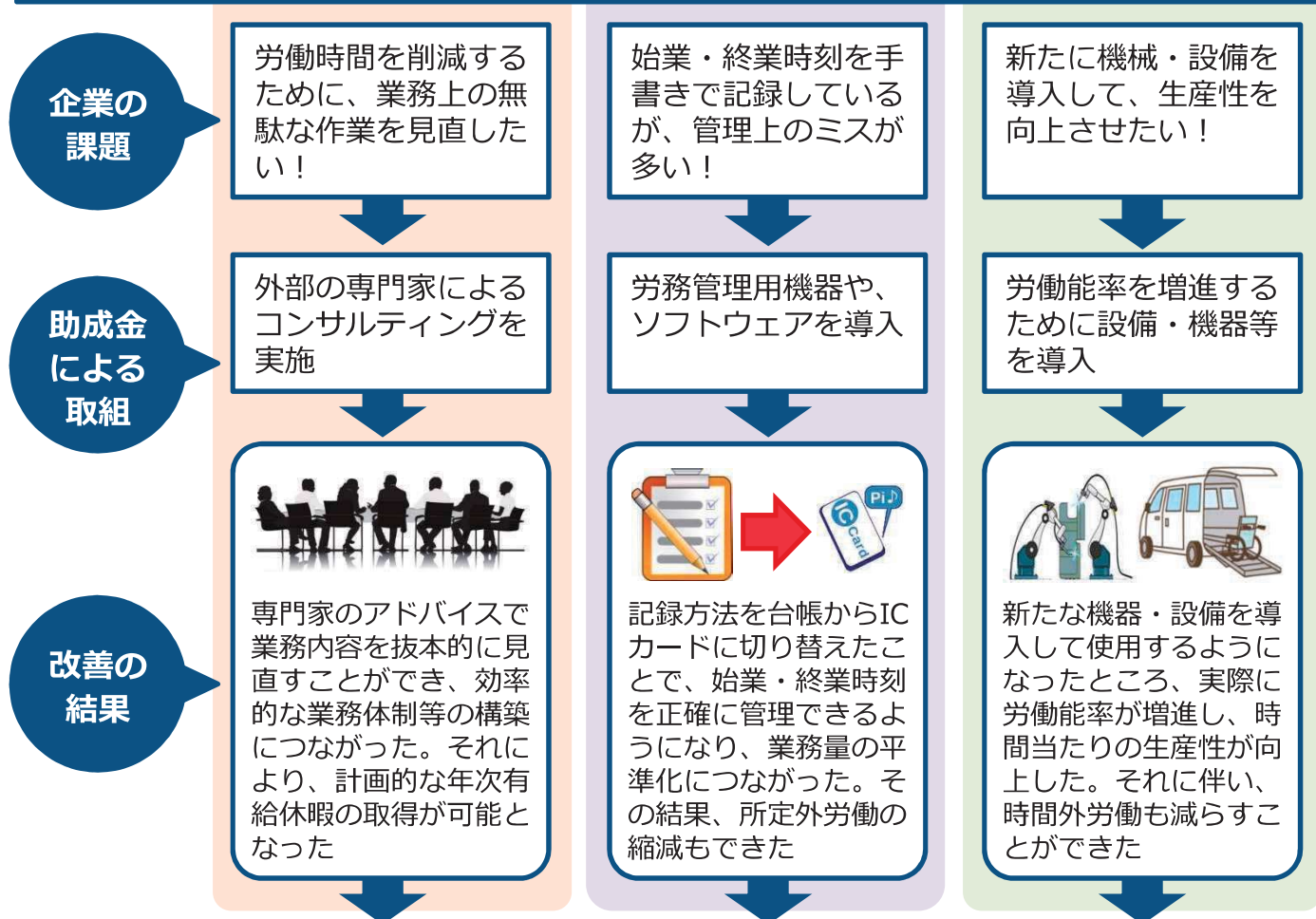
「ワーク・ライフ・バランス」実現のため、週労働時間60時間以上の雇用者の割合5%、年次有給休暇取得率70%の達成(平成32年目標)を目指しています。

このコースでは、生産性の向上などを図ることにより、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶ 平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 年次有給休暇を取得促進した場合、上限額を最大150万円までに引上げ
- 一定の要件の元で、助成率を 3/4 から 4/5 に上乘せ
- 業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスを推進!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 におたずねください。



労働局の所在地一覧は、厚生労働省HPに掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

時間外労働等改善助成金

検索